

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

シリア：人道的状況

第 1.0 版

2022 年 6 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 評価 .....                     | 3  |
| 1.1 序論 .....                 | 3  |
| 1.1 申請の根拠 .....              | 3  |
| 2. 問題の検討 .....               | 3  |
| 2.1 信ぴょう性 .....              | 3  |
| 2.2 適用除外 .....               | 3  |
| 2.3 難民条約上の理由 .....           | 4  |
| 2.4 危険性 .....                | 5  |
| 2.5 証明 .....                 | 7  |
| 国別情報 .....                   | 7  |
| 3. 社会経済的状況 .....             | 7  |
| 3.1 基本的指標 .....              | 7  |
| 3.2 経済 .....                 | 7  |
| 4. 人道的状況 .....               | 8  |
| 4.1 概要 .....                 | 8  |
| 4.2 支援を必要とする人々 — 人数と所在 ..... | 9  |
| 4.3 教育 .....                 | 9  |
| 4.4 食糧安全保障 .....             | 10 |
| 4.5 新型コロナウイルスなどの医療対応 .....   | 11 |
| 4.6 上下水道と衛生設備（WASH） .....    | 13 |
| 4.7 避難所と非食糧物資（NFI） .....     | 14 |
| 4.8 国内避難民（IDP） .....         | 15 |
| 版管理 .....                    | 18 |

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 評価

### 1. 序論

更新日：2022 年 6 月 7 日

#### 1.1 申請の根拠

1.1.1 シリアにおける全般的な人道的状況は、移民規則 (Immigration Rules) の第 339C 項及び第 339CA (iii) 項／欧州人権条約 (European Convention of Human Rights: ECHR) の第 3 条に定める拷問又は非人道的・屈辱的な扱いを意味する状態により、深刻な危害にさらされる現実の危険があると信じる実質的な根拠があるほどに過酷である。

[目次に戻る](#)

### 2. 問題の検討

#### 2.1 信ぴょう性

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する情報については、[信ぴょう性と難民資格の評価に関する指令](#)を参照。

2.1.2 意思決定者は、以前に英国ビザ又はその他の形態の許可の申請があったかどうかを確認しなければならない。ビザと照合された庇護申請を、庇護申請者との面接の前に調査すべきである ([ビザ照合に関する庇護指令](#)、[英国ビザ申請者からの庇護申請](#)を参照)。

2.1.3 本人が主張する出身地が疑わしい場合、意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性も検討すべきである ([言語分析に関する庇護指令](#)を参照)。

公式—機密：ここから

#### 2.1.4

本項に記載された情報は、英国内務省の内部使用に限定されるため削除された。

公式—機密：ここまで

[目次に戻る](#)

#### 2.2 適用除外

2.2.1 意思決定者は、適用除外条項の 1 つ (又は複数) の適用可能性を検討する深刻な理由があるかどうかを検討しなければならない。いずれのケースも、その個別の事実と利点に基づいて検討しなければならない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.2.2 難民条約 (Refugee Convention) の適用から外れる人は、人道的保護の付与対象 (難民資格よりも適用除外範囲が広い) から除外される。

2.2.3 適用除外と制限付き許可に関する指針については、難民条約の第 1 条 F 項及び第 33 条(2)項に基づいた適用除外、及び人道的保護に関する庇護指令、並びに制限付き許可に関する指令を参照。

公式—機密：ここから

本項に記載された情報は、英国内務省の内部使用に限定されるため削除された。

公式—機密：ここまで

[目次に戻る](#)

2.3 難民条約上の理由

2.3.1 深刻な人道的状況及び／又は市民の立場が不安定な状態及び／又は法や秩序が崩壊した状態は、政府の支配が及ばない場所で存在している可能性があるが、このような状況・状態自体は、難民条約上の理由に基づく十分に根拠のある迫害の恐怖を生じさせるものではない。

2.3.2 難民認定を受けるのに必要な難民条約上の 5 つの根拠のいずれにも結び付かない場合、申請者が、人道的保護 (Humanitarian Protection: HP) を受ける資格を得るために対処すべき問いは、深刻な危害を受ける現実の危険にさらされるかどうかである。

2.3.3 その一方、申請者が全般的な人道的状況及び／又は治安状況を理由に保護を求めているかどうかを検討する前に、意思決定者は、当該申請者が、難民条約上の理由に基づく迫害の妥当な可能性に直面しているかどうかを検討しなければならない。申請者が、難民条約による保護を受ける資格がある場合、意思決定者は、当該申請者が深刻な危害に受ける現実の危険にさらされると信じるに足る実質的な根拠及び HP 付与のための実質的な根拠があるかどうかを検討する必要はない。意思決定者は、HP に関する決定を下す前に、国別政策及び情報ノート (CPIN) シリア：帰還者を参照しなければならない。

2.3.4 難民条約上の理由に関する詳細な指針については、信ぴょう性と難民資格の評価に関する指令を参照。

2.3.5 人道的保護に関する指針については、庇護指令、人道的保護を参照。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 目次に戻る

### 2.4 危険性

#### a. 帰還時における一般的な危険性

2.4.1 上級裁判所は、国別指針の判例 KB（却下された庇護申請者及び強制送還者）シリア CG [2012] UKUT 426 (IAC) (2012 年 12 月 20 日) — 2012 年 3 月 6～7 日、2012 年 8 月 7 日聴取、2012 年 12 月 20 日公布 — において以下のように判決を下した。

「・・・シリアで現在起こっている過剰なレベルの人権侵害、つまり、いかなる抵抗の兆しも根絶しようとするかの動きが激化する体制の下では、概して、却下された庇護申請者又は強制送還者は、有しているとされる政治的意見が原因で、帰国時に逮捕、拘禁され、かつ拘禁中に著しく不当な扱いを受ける現実の危険に直面する可能性が高い。これは難民保護を受ける十分な資格である。ただしこの立場は、庇護申請が却下された人が、シリアへの帰国時にいまだにアサド政権の支持者とみられる場合には該当しない可能性がある。」(第 32 項)

2.4.2 入手可能な国別の証拠に基づくと、KB の判決内容から逸脱するに足る、説得力のある証拠に裏付けられた十分な根拠は存在しない。したがって、概してほとんどの強制送還者は、帰国時に逮捕、拘禁され、かつ拘禁中に著しく不当な扱いを受ける現実の危険に直面する可能性が高いと考えられる。これは、難民保護を受ける十分な資格となるだろう。詳細については、国別政策及び情報ノート シリア：帰還者を参照。

## 目次に戻る

#### b. 人道的状況

2.4.3 人道的支援を極度に、又は恐ろしいほど必要としているとされる行政区域住民の割合に関する入手可能な情報に基づくと、ハサカ県、イドリブ県、ラッカ県での人道的状況は、移民規則の第 339C 項及び第 339CA (iii)項／欧州人権条約 (ECHR) の第 3 条に定める拷問又は非人道的・屈辱的な扱いを意味する状態により、深刻な危害を受ける現実の危険にさらされるほどに過酷である。

2.4.4 また一方、同国の他の地域の生活状況はさまざまである。女性、子供、高齢であることや障害があることなど、自身の状態や個別の事情を理由に深刻な危害を特に受けるおそれがある人たちは、第 3 条の違反リスクにさらされる可能性がある。意思決定者は、当該事例の事実に基づいて、帰還者が、その個別の事情により、人道的状況において移民規則の第 339C 項及び第 339CA (iii)項／ECHR の第 3 条に反する深刻な危害を受ける現実の危険にさらされるかどうかを、検討しなければならない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.5 国連人道問題調整事務所（United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs: UNOCHA）によると、2022年にシリア国内で人道的支援を必要とする人は1460万人存在し、これは人口の67.2%となる。2021年比で120万人の増加である（支援を必要とする人々 — 人数と所在を参照）。

2.4.6 内戦によって民間インフラの広範囲の破壊、爆発物汚染、そしてシリア人口の32%に相当する690万人という世界最多の国内避難民（internally displaced people: IDP）が発生している。そのうち200万人超の人々が、非公式の居留地やキャンプ、キャンプ予定地、集中避難所といった、1,760の「ラストリゾート」（最後の拠り所）と言われる場所に居住し、その大多数はイドリブ県（69%）とアレppo県（22%）に、残りはラッカ県、デリゾール県、ハサカ県、ダマスカス県、ダマスカス県郊外地域に居住している。入手可能な情報によると、前述の「ラストリゾート」と言われる場所に居住している人たちは、避難民居住区／キャンプ外に居住しているIDPの人たちに比べ、より劣悪な生活環境にあり、より頻繁に有害な対処方法を取っている（概要及び国内避難民（IDP）を参照）。

2.4.7 UNOCHAによると、支援を必要とする人が最も多い人道援助分野は、食糧安全保障（1390万人）、上下水道と衛生設備（1320万人）、医療（1220万人）である（人道的状況を参照）。現在シリアは、内戦勃発後、最悪の経済危機に直面しており、通貨の下落、食品、燃料、生活必需品の価格急騰、財政支出の減少、経済制裁が組み合わさった複合的な影響を受け、この状況は特に食糧不足に関して、シリアにおける人道的危機を深めかねない（経済を参照）。

2.4.8 支援を必要とする人々を最も多く受け入れている5つの行政区域は、アレppo県（270万人）、イドリブ県（270万人）、ダマスカス県郊外地域（240万人）、ハサカ県（100万人）、ハマー県（100万人）である（支援を必要とする人々 — 人数と所在を参照）。

2.4.9 総人口における支援を必要とする人の割合が最も高い行政区域は、クネイトラ県（100%）、イドリブ県（93%）、ハサカ県（91%）、ラッカ県（88%）、デリゾール県（82%）、ダマスカス県郊外地域（80%）、スワイダー県（75%）である。また、支援を「極度に」又は「恐ろしいほど」必要としている人（これらの重大度の分類の実証方法に関しては、第4.2.1項を参照）の割合が最も高い行政区域は、ハサカ県（65%）、イドリブ県（60%）、ラッカ県（58%）である（支援を必要とする人々 — 人数と所在を参照）。

2.4.10 危険性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性と難民資格の評価に関する指令を参照。

目次に戻る

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 2.5 証明

2.5.1 申請が却下された場合、「2002 年国籍、移民及び庇護法」の第 94 条に基づいて「明らかに根拠がない」として証明できる可能性は低い。

2.5.2 証明に関する詳細な指針については、「2002 年国籍、移民及び庇護法」の第 94 条に基づく保護及び人権の申請に係る証明（明らかに根拠のない申立て）を参照

[目次に戻る](#)

## 国別情報

第 3 項の更新日：2022 年 6 月 7 日

## 3. 社会経済的状況

### 3.1 基本的指標

|                                      |                                              |
|--------------------------------------|----------------------------------------------|
| 人口                                   | 2170 万人                                      |
| 平均寿命                                 | 74.01 歳（2021 年推定）                            |
| 産婦死亡率（出生数<br>100,000 件に当たりの死亡<br>数）  | 31（2017 年推定）                                 |
| 乳幼児死亡率（出生数<br>1,000 件当たり）            | 14.0（2020 年推定）、16.27（2021 年推定）               |
| 子供の栄養失調（5 歳未満）                       | 370 万人（急性栄養失調は 245,000 人、慢性的栄養失調は 553,000 人） |
| 識字率（15 歳以上）                          | 80.845%（2004 年推定 — 入手可能な最新データ）               |
| 少なくとも何らかの中等<br>教育を受けた人の割合（25<br>歳以上） | 41.0%（2020 年推定）                              |

[目次に戻る](#)

### 3.2 経済

3.2.1 2021 年 12 月 15 日、国際救済委員会（International Rescue Committee: IRC）は、世界中の人道状況に関する「2022 年緊急警戒リスト」を公表した。この報告書では、シリアを世界で 9 番目に人道状況が深刻な国とランク付けし、以下のように記している。

「シリアは、内戦勃発以降、最悪の経済危機に直面しており、この状況は 2022 年に更に深刻化し、何百万人もの人々の食糧安全保障を悪化させると考えられる。この経済危機は、新型コロナウイルスのパンデミックや隣国レバノンの経済崩壊を含む、さまざまな要因によ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

って促進されている。必要不可欠な食料品の平均価格は、2019 年 12 月から 2020 年 12 月の間に 236%上昇し、その一方で、2019 年 10 月から 2021 年 10 月の間にレバノンの経済危機の深刻化によりドルに対するシリア・ポンドの価値が 82%下落した。このような経済状況は、記録的なレベルの食糧不足の一因となり、現在、人口の 60%が食糧不足に直面している。万策尽きたシリア人は、児童就労や児童婚などの好ましくない対処方法を取らざるを得ないことが増えている。」

3.2.2 2022 年 2 月 22 日、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）は、2022 年のシリアの人道状況の予測に関する報告書（UNOCHA 報告書）を公表した。「2022 年 人道的ニーズ概要：シリア・アラブ共和国」と題する同報告書には、以下のように記されている。

「2011 年の戦闘開始以降、シリアの経済は半分以下に縮小し、マクロ経済の急激な悪化に歯止めがかからない状態である。通貨の下落、食品、燃料、生活必需品の価格急騰、財政支出の減少及び経済制裁が組み合わさった複合的な影響は、更なる人々を人道的ニーズを抱える状態に追い込み、これは、今まで戦闘行為や住居を追われる被害が少なかった地域でも同様である。これまでさまざまな方法で対処してきた、住居を追われていないシリアの住民も、被害に遭う可能性がだんだん高くなってきている。

「シリア・ポンドの為替レートは、2011 年の戦闘開始から 70 倍下落している。この下落は、レバノンの通貨危機の勃発後、2019 年の終わり頃から加速している。2020 年 6 月に発動した米国による追加制裁は、通貨安圧力も高め、2020 年 9 月からの期間だけでその通貨価値は少なくとも 36 パーセント低下した。一方トルコ・リラ（TRY）は、2021 年に米ドルに対する価値が 40 パーセント以上低下し、11 月には最安値を記録し、新たな経済ショックを引き起こした。」

[目次に戻る](#)

第 4 項の更新日：2022 年 6 月 7 日

#### 4. 人道的状況

##### 4.1 概要

##### 4.1.1 UNOCHA 報告書には以下のように記されている。

「依然としてシリアは、複雑な人道上・保護上の緊急事態にあり、これは、10 年以上継続している戦闘行為とその長期的な影響（民間インフラの広範囲の破壊、爆発物汚染、世界最多の国内避難民など）によって特徴付けられている。一般市民は、10 年以上に及ぶ危機によって計り知れない苦痛を与えられ、国際人道法及び国際人権法の甚大かつ組織的な侵害

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

にさらされている。より最近では、景気悪化の加速と気候変動の影響が、支援の必要性を高める追加の主要要素になりつつあり、これらが脆弱性を更に悪化させている。」

目次に戻る

#### 4.2 支援を必要とする人々 — 人数と所在

4.2.1 UNOCHA 報告書では、シリアの人口 2170 万人のうち、1460 万人(人口の 67.2%)が人道的支援を必要していると記している。この 1460 万人のうち、支援を著しく必要とする人は 960 万人(人口の 44.4%)、極度に必要とする人は 490 万人(人口の 22.5%)、恐ろしいほど必要とする人は 6 万人(人口の 0.3%)である。これらの重大度の分類の実証方法に関しては、UNOCHA 報告書の第 4.4 項 (94~97 ページ)を参照のこと。2022 年に人道的支援を必要とする人の数は、2021 年から 120 万人増加した。

4.2.2 更にこの情報源では、支援を必要とする人 (people in need: PiN) の性別、年齢、人口集団による内訳と、支援を必要とする人がシリアの行政区域にわたりどのように分布しているかを示した地図を、以下のとおり提示している。

4.2.3 以下の表は、UNOCHA 報告書のデータを用いて CPIT が作成したものであり、支援を必要とする人の内訳をシリアの行政区域ごとに示している。

目次に戻る

#### 4.3 教育

4.3.1 UNOCHA 報告書には、シリア全土で教育支援を必要とする人は 660 万人存在し、そのうち 640 万人 (97%) は 3 歳から 17 歳の子供であると記されている。この情報源には以下のことも記されている。

- 男女間の就学率はほぼ等しいが、年長の子供 (12~17 歳) の就学率は年少の子供 (5~11 歳) より低い傾向にあった。
- データによると、全国レベルでは 18%が学校に行っておらず、学校に行っていない子供の半数は入学していないことが明らかになっている。
- 不就学率が最も高いのはラッカ県 (35%) で、ハサカ県 (30%)、イドリブ県 (28%)、アレppo県 (26%)、デリゾール県 (25%) と続く。
- 子供たちが通学していない主な理由は、依然として、家計を助けるための児童労働を含む経済的要因である。
- 就学年齢の子供がいる家庭の 4 分の 1 以上は、自分の家の子供が学校に行っていないのは通学できる学校がないからだ述べている。
- 学校に行っていない 12~17 歳の子供のうち、4 分の 3 以上が中退している。学校

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を中退した子供は、保護されないことによる脅威 — 児童就労（主に男子）や早期結婚（主に女子）など — にさらされることになる。

- 11 歳から急激に中退者が増加し、これは女子よりも男子に影響を及ぼしている。中等教育を受ける機会が多く地域で不足していることにより、若者は学び続けることができない。また、学校に戻れない若者が、経済的機会を得るために必要な技能を習得したくても、職業教育の不足がこれを阻んでいる、学校に行っていない子供のいる家庭の 3 分の 1 近くでは、子供の不就学の理由は子供が働いていることであった。

目次に戻る

#### 4.4 食糧安全保障

4.4.1 UNOCHA 報告書には、深刻な食糧不足に直面しているのは 1200 万人で、更に 190 万人が食糧不足に陥るおそれがあると記されている。この情報源には以下のことも記されている。

- 総人口の少なくとも 4%（PiN の 6%）が深刻な食糧不足、つまり、必要な日々の食糧を得ることができない状態にある。
- 食糧不足はシリア中に広がり、食糧不足の人の大部分はイドリブ県（69%）、ハマー県（66%）、クネイトラ県とデリゾール県（それぞれ 58%）、アレッポ県（57%）、ダルアー県（56%）、ハサカ県（54%）及びラッカ県（53%）といった行政区域に著しく集中している。
- その他の行政区域でも、食糧不足は容認できないほど広くまん延しており、具体的には、ホムス県（51%）、スワイダー県とタルトゥース県（それぞれ 50%）、ダマスカス県郊外地域（46%）といった行政区域が挙げられる。食糧不足の広がりが最も小さい 2 つの行政区域（ダマスカス県とラタキア県）でも、それぞれ 41%と 40%と記録されている。
- 食糧不足による負担と影響を特に受けているのは成人女性と成人男性であり、なぜなら、彼らは自分の子供が十分に食べられるよう、自分にとって有害な対処メカニズムを取るが多いためである。
- 評価対象となった世帯の少なくとも 69%は、必要な基本的食糧を得るために、栄養価は低いが高価な食物を摂取せざるを得ず、このことは、低年齢小児の栄養上の健康、成長、発達に重大な影響を与える可能性がある。
- 現地通貨（シリア・ポンドとトルコ・リラ）の切り下げ、燃料費やエネルギー費の上昇、輸送費や生活費の上昇、高い失業率及び賃金の停滞により、依然として食糧の入手は困難であり、結果としてシリア国民の購買力を阻害している。
- 経済情勢や農業気候条件の悪化を踏まえると、2022 年に状況は国内全域で悪化すると予測される。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.4.2 2022 年 3 月 4 日に米国国際開発庁（US Agency for International Development: USAID）が公表したシリアに関するファクトシートには、以下のように記されている。

「国連の世界食糧計画（World Food Program: WFP）の最近の市場価格分析によると、[2022 年]1 月にシリア全域の食品価格は 5 か月連続で過去最高を記録した。同月、WFP 標準的基準食品群の国内平均価格 — パン、レンズ豆、米、砂糖、油など、必要不可欠な食品群にかかる費用 — は、2021 年 7 月比で 34%、1 月比で 86%増加し、225,000 シリア・ポンド、すなわち \$90 [GBP の場合は約 £68.74] 超にまで達し、2013 年に当該国連機関が監視を始めて以降、基準食品群の月間平均価格の最高値となった。標準的基準食品群の価格は、1 月にシリアの全 14 行政地域で 2021 年の同月に比べ著しく増加し、最も価格が急騰したのはダルアー県で約 110%、次にタルトゥース県の 100%超の増加が続く。

「食品価格の高騰は、シリア・ポンドやトルコ・リラの切り下げ、水不足、気候や危機による農業生産物の損失、世帯収入の減少・喪失とともに、シリアの食糧不足を引き起こしている主な要因である・・・」

[目次に戻る](#)

4.5 新型コロナウイルスなどの医療対応

4.5.1 UNOCHA 報告書には、以下のように記されている。

- 2022 年に医療サービスが必要な人は計 1,223 万人であり、その中には、住居を追われた人が 440 万人、5 歳未満の子供 133 万人 — 推定 503,000 人の出生予定児を含む — 及び出産可能年齢（15～49 歳）の女性 338 万人が含まれる。
- シリアの総死亡率の 45%を占めると推定される早発型の非感染症疾患（non-communicable disease: NCD）を持つ人に加え、500,000 人以上の高齢者に包括的な医療サービスが必要となる。
- 医療サービスから除外される可能性が高い障害を持っている人は、346 万人と推定される。
- 必要度が最も高いと推定される行政区域は、アレッポ県、ハサカ県、ラッカ県、デリゾール県、イドリブ県である。
- 都市部の密集環境、混雑・過密した場所及び「ラストリゾート」（最後の拠り所）と言われるキャンプやキャンプ同様の環境では、水や衛生用品の不足、感染症のリスク、医療施設での混雑や長い待ち時間により、特に健康面で悪い結果を招くリスクが依然として高い。
- 2021 年 6 月時点で、存在する 211 の病院のうちの 35%が機能を喪失しているか、部分的にしか機能していない。また、存在する 1,791 の保健所（public health center: PHC）のうちの 44%が機能を喪失しているか、一部しか機能していない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 一定で確実な電気供給がないため、医療施設は、必要最低限の電気を供給する発電機や太陽光発電システムに依存せざるを得ず、この状況は、手術、コールドチェーン保管、滅菌、安全な血液保管、適時の正確な診断といった、医療サービスを継続する上でのリスクを高めている。停電中は、照明、麻酔器、加圧滅菌器、画像装置などの基本的な設備を使用できなくなる。

#### 4.5.2 前記の情報源には、以下のことも記されている。

「シリアの脆弱な医療システムは、同時発生する緊急事態と慢性的課題に次々と直面しており、このことは、シリア各地の医療サービスの利用可能性と品質だけでなく、シリア国民の心身の健康にも影響を与えている。新型コロナウイルスは感染が164,000件、死亡が5,800件に及ぶと報告されており、既に脆弱な医療サービスや医療システムを混乱させ続けているが、その原因は、新型コロナウイルスのワクチン接種率が低いこと、予防対策を順守していないこと、新たな変異株が発生したことである。これらの原因はともに、小児予防接種サービスといったパンデミック影響下の医療サービスを安定させ再開しようとする努力の妨げとなっている。」

#### 4.5.3 シリアにおける新型コロナウイルス感染症に関しては、UNOCHA 報告書の19ページを参照。

#### 4.5.4 2021年12月15日、人権のための医師団（Physicians for Human Rights: PHR）は、「破壊、妨害、無対策：北部シリアにおける健康危機のしるし」と題する報告書を公表し、これには以下のように記されている。

「シリア北部の医療システムが現在絶望的な状況にあること — 又はシステムが完全に失われていること — の原因には、多くの要素が関係している。新型コロナウイルスのパンデミックは、途方もなく大きな負担を医療関係者に更に課すものとなっている。シリア政府の10年に及ぶ方針として、医療施設を標的とした破壊と迫害、医療従事者の恣意的な拘禁が挙げられるが、これは、医療従事者と医療インフラ両方の減少を引き起こしている。国連安全保障理事会の政治的意思及び合意の欠如は、人道的支援の著しい減少とアクセスポイントの閉鎖を招いている。また、シリアの北西地域、北東地域、トルコ支配地域における不安定な政情は、組織的な医療対応の欠如という危険な状況と、設備不足のわけの分からない医療システムの寄せ集めをもたらしている。

「・・・医療施設の不十分で不均等な分布、資格のある専門的医療従事者の危機的な不足、医療機器や医療用品、特に薬剤を確実にかつ手頃に入手・利用できないことより、各地域は、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

公衆衛生上の緊急事態に直面している。女性や少女たち、障害のある人たちは、入手・利用可能性の欠如による影響を過度に受けている。紛争に巻き込まれたり住居から追われたりすることは精神的トラウマを生じさせ、貧困状況の悪化は医療危機を増長するだけでなく、健康を求める行動や新型コロナウイルス予防対策の順守を妨げる更なる障壁となる。長年にわたる残虐行為の後で国民は行政サービスに対して不信感があり、また、政府の意思と能力が欠如していることも実証されているため、境界を越えた援助が近い将来に効果的に実施される可能性は低い。前述した課題は、各地の医療の利用可能性、アクセス可能性、受け入れ可能性及び品質に深刻な影響を与えており、北部地域の何百万人ものシリア人の幸福に深刻な脅威をもたらしている。

「・・・その一方、新型コロナウイルスのパンデミックは、シリア北西部、シリア北東部及びトルコ支配地域の医療システムにとって実存的な課題を引き起こしている。いずれの地域も、他の医療サービスの品質と利用可能性を犠牲にせずに新型コロナウイルスの発生に対応する能力はない。資金調達の予測ができないことと、新型コロナウイルスに不可欠な物資（ワクチンなど）が不足していることに加え、一般住民が公衆衛生ガイドラインを順守していないことは、新型コロナウイルスへの対応を更に弱体化させるおそれがある。」

#### 目次に戻る

### 4.6 上下水道と衛生設備（WASH）

4.6.1 UNOCHA 報告書には、上下水道と衛生設備（water, sanitation and hygiene: WASH）の支援を 1320 万人が必要としていると記されている。また、同報告書には以下のことも記されている。

- WASH システムは戦闘によって損傷し、長年にわたる大容量での稼働により酷使された状態にあり、その原因は需要の増大、保守の不実施又は限られた実施、技術スタッフの継続的な流出及び水資源の不適切な管理であり、これらは、気候変動のカスケード的影響、景気の低迷、電力及び燃料供給の危機により悪化している。
- 避難先で居住している IDP [国内避難民]は、人道的支援に全面的に依存していることが多いが、非公式の避難民居住区にいる人々は、多くの場合、より劣悪な WASH 環境に置かれており、その結果、特に脆弱な存在となっている。
- 女性、少女たち、障害のある人たち（people living with disabilities: PLWD）、高齢者及び母子世帯は、WASH サービスの利用において、より多くの制約やさまざまな保護リスクに直面している。
- WASH のインフラ又はサービスの機能や効率が制限されると、コミュニティ内の全ての人口集団がその影響を受ける可能性があり、これは都市部にも農村部にも当てはまる。特に影響を受けるのは、IDP の受け入れ率が高く過剰な負担を負っているコミュニティ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ィや、帰還者の割合が高い地域であり、そこでの水や衛生関連のインフラは、増加した需要に対応できるよう設計されておらず、長年にわたって損傷しているか保守が不十分な状態にある。

- 公共サービスを十分に受けていない住民は、より劣悪な状況に集団で置かれ、ゆえに非公式の水源に大きく依存しているため、水の供給の不足・欠如、粗悪な水のほか、下水処理やごみ除去サービスの欠如に関する深刻な問題に直面している。
- 利用における制約のある地域（アレッポ県、デリゾール県及びイドリブ県の一部）に所在するコミュニティは、インフラ機能に関する同じような問題に直面する可能性があり、人道的支援がそのような場所に届く見込みはまずない。確実な利用が保証された地域でも、重大度の高い小区域は存在し、その住民は WASH 面の不足に直面し、提供される人道的支援も非常に限られている。
- 上記の全ての地域で経済的に最も脆弱な世帯や、PLWD がいる世帯、母子世帯、障害を抱える子供がいる世帯は、WASH サービスの公平な利用を確保するために、更なる課題に直面する可能性がある。

[目次に戻る](#)

#### 4.7 避難所と非食糧物資（non-food items: NFI）

##### 4.7.1 UNOCHA 報告書には、以下のように記されている。

「シリアでは、2022 年に 592 万人の人が避難所支援を必要とするだろうと推定されている。MSNA [Multisectoral Needs Assessment: マルチセクターニーズ評価]の結果によると、全人口の 15%以上は、標準を満たしていない避難所に居住している。残りの人口（85%）のうち 28%は、損傷した建物又は不十分な状態の建物に分類される、完成済みの居住用建物に住んでいる。このように、全人口のうち計 38%は、標準を満たしていない避難所か、又は損傷した、若しくは不十分な状態の避難所に居住している。基本的サービスへのアクセス、各種要因からの保護、安全及び危機管理は、避難所で不十分なものとして報告された最優先の課題に含まれている。

「・・・住居を追われた 692 万人のうち 373 万人が、標準を満たしていない避難所環境か、又は損傷した、若しくは不十分な状態の避難所環境に居住していると推定される。これらの人々はもともと、戦闘や安全上の懸念、経済の悪化により、そのような場所に移らざるを得なかった人々たちである。住居を追われた人々のうち 202 万人は、主にシリアの北西部や北東部にある、「ラストリゾート」（最後の拠り所）と言われる場所に住んでいる。」

##### 4.7.2 前記の情報源には以下の地図が示され、更に以下のことが記載されている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- ダマスカス県郊外の町ドーマでは、住宅地区の推定 48%は居住に適しておらず、それにデリゾール県 (41%)、ラッカ県 (40%)、ダルアー県 (15%)、アレppo県 (14%)、イドリブ県 (13%) の町が続く。これは、人々が住居を追われた状態が長期化する一因となっている。
- IDP の推定 54%が、標準を満たしていない避難所か、又は損傷した、若しくは不十分な状態の避難所に居住している。住居を追われた状態にある期間は、現時点で 1 世帯当たり平均 6 年間を超え、10 世帯のうち 4 世帯は、住居を追われたことが 3 回以上ある。
- 最新の調査結果によると、IDP の 25%は、主に北西部や北東部にある「ラストリゾート」(最後の拠り所)と言われる場所に住み続けており、このような場所は、極めて重要なインフラが不十分で、緊急避難所対策と継続的な人道的支援に依存している。
- 帰還者のおよそ 55%が、標準を満たしていない避難所か、又は損傷した、若しくは不十分な状態の避難所に居住しており、その 80%近くが基本的ニーズを満たすことができていないと述べている。
- アレppo県、ダマスカス県郊外地域、ホムス県、イドリブ県及びハサカ県にある 24 の小区域の避難民受入コミュニティは、その住民より多くの IDP を受け入れたことで過度の負担を背負っている。避難民だけでなく、避難民受入コミュニティの世帯の 30%近くが、損傷した避難所若しくは不十分な状態の避難所に居住しているが、そのような避難所は、修理／修復だけでなく、基本的サービスへのアクセスと利用可能性を確保するためのマルチセクター対応も必要な状態にある。

[目次に戻る](#)

#### 4.8 国内避難民 (IDP)

##### 4.8.1 UNOCHA 報告書には、以下のように記されている。

「2021 年、シリアの国内避難民 (IDP) の数は、人道的支援を必要とする人々の 37%であった。690 万人の IDP のうち、200 万人以上は、非公式の居留地やキャンプ、キャンプ予定地、集中避難所などの、「ラストリゾート」(最後の拠り所)と言われる 1,760 の場所に居住しており、その大部分は、イドリブ県 (69%) とアレppo県 (22%)、その中でも主に 3 つの小区域 — イドリブ県のダーナ市とマーレト・タマリン市、アレppo県のアザーズ市を — に集中し、ここだけで国内の全 IDP の 3 分の 2 以上を、「ラストリゾート」と言われる場所に受け入れている。

「・・・シリア政府の支配地域では、6 年以上住居を追われた状態の IDP を最も多数養っているが、それより最近に住居を追われた (5 年以下) IDP は、シリア北西部に集中し、そのほとんどは「ラストリゾート」と言われる場所にいる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「人道的状況の重大度と IDP のニーズはさまざまな要因に左右される。この要因には、彼らが住んでいる居留地や避難所の種類 — 「ラストリゾート」と言われる場所か住宅地区か — や住居を追われている期間や回数、収入と経済状況、そして何よりも、性別・年齢・障害に関連する特定の脆弱性が含まれる。避難民居住区／キャンプ外に居住する IDP と比べ、「ラストリゾート」と言われる場所の住民は、さまざまな課題とそれに関連するニーズに直面し、多くの場合はより劣悪な生活環境にさらされ、より頻繁に有害な対処方法を取る状況に陥り、これは彼らの心身の健康を危険にさらすものとなる。」

目次に戻る

a. 非公式の居留地やキャンプに居住する IDP

4.8.2 UNOCHA 報告書では、シリア全域における非公式の居留地やキャンプを示す以下の地図が公表され、更に以下のことが記されている。

「IDP 居住区は、短期間の「ラストリゾート」となるよう設けられたものであるが、その一時的な性質にもかかわらず、何百万人もの IDP は気が付くと、生き残るための唯一の手段が IDP 居住区／キャンプという状態に現在陥っている。IDP 居住区が私有地に設置されている場合、そこに住む人々は常に立ち退きを迫られるリスクがあり、特に女性や子供はこのリスクを抱えている。」

「シリア北東部で住居を追われた世帯は、公式なキャンプに入ろうとする傾向が強まっている。このような世帯の多くは、自主的定住者の IDP 居住区に居住し、そのキャンプ管理体制は不十分なことが多い。IDP は気候ショックや疫学的ショックに対して特に脆弱なため、「ラストリゾート」と言われる場所の人口密度は、IDP 人口の増加に伴い大きな懸念となっている。」

4.8.3 前記の情報源には、更に以下のことが記されている。

- 過密な避難民居住区／キャンプに住んでいる 200 万人の IDP のうちの多くは、大抵は何度も住居を追われた後で現状に対処するための（及びより満足できる避難所に入るための）（金銭的な）力を使い果たしているか、又は戦争行為の活発化によってその場所に移らざるを得なかった人たちである。
- 避難民居住区／キャンプにいる IDP のほとんど (81%) は、当該危機の勃発以降、住居を追われたことが複数回ある。
- IDP 世帯の 4 分の 3 は、家族の基本的ニーズを十分に満たすことができないと述べ、その主な理由として収入が不足していること (97%)、食料や生活必需品が高過ぎて買えないこと (86%) を挙げている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 住居を追われる最も重要な理由は、依然として紛争と、安全が脅かされることの2つであり、また、経済状況の悪化と各種サービスへのアクセスの欠如は、人々が今の場所を去り、他の場所により良い環境を求めるプッシュ要因となっている。」

[目次に戻る](#)

b. キャンプ外に居住する IDP

4.8.4 UNOCHA 報告書には、キャンプ外に居住する IDP は 330 万人存在し、これは人道的支援を必要とする国内避難民の総数の 61%を構成すると記されている。この情報源には以下のことも記されている。

- 避難民居住区／キャンプ外に居住する IDP 世帯の大部分はダマスカス県郊外地域に集中し（24%）、その他の 41%はシリア北部全域、主にアレッポ県（18%）とイドリブ県（10%）に居住している。
- シリアの IDP 人口は、シリア中部及び南部の出身者が大部分を占め、それにシリア北部が続く。
- 住宅地区の IDP 人口の 70%以上は、世帯全員の基本的ニーズを満たすことができていないと述べ、73%は限られた収入と物価高により生活力が低下していると述べている。
- 避難民居住区／キャンプ外の IDP 世帯は、就寝スペースを他の 1 つ以上の世帯と共用する可能性が高く、この傾向が特に顕著なのはクネイトラ県（26%）とデリゾール県（23%）である。この数字は、母子世帯、とりわけ、避難民居住区／キャンプ外に居住する母子世帯の 43%を占める、夫を亡くした母子世帯において増加する。
- キャンプ以外の環境にいる母子世帯 IDP の 30%は、利用可能なトイレを共用していると述べている。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

版管理

承認

以下は本書が承認された際の情報である。

- 第 1.0 版
- 2022 年 6 月 16 日から有効

公式—機密：ここから

本項に記載された情報は、英国内務省の内部使用に限定されるため削除された。

公式—機密：ここまで

本書の前版からの変更点

人道的状況に焦点を当てた個別 CPIN の初版

[目次に戻る](#)